

古川禎久法務大臣による死刑執行に抗議する

2022年7月26日

日本国民救援会

会長 望月 憲郎

本日、古川禎久法務大臣が1人の確定死刑囚について死刑を命令し、執行したことが明らかになった。死刑制度の廃止を求めてきた私たち日本国民救援会は、今回の死刑執行に対し強く抗議するものである。

岸田首相は内閣発足に当たり、国際人権問題担当の総理補佐官を起用するなど、人権施策に関心があることを内外にアピールしたが、それが空虚なものであることが今回の死刑執行で改めて露呈した。死刑は、国家が人の生命を奪う究極の人権侵害行為だからである。

国民救援会は、戦前、拷問など残虐な刑罰廃止を掲げて運動し、戦後は、不当な死刑判決を宣告された冤罪犠牲者を助けだしてきた。同時に、菊池事件のFさんは、救援運動展開中に無実を叫びながら死刑を執行されるに至った苦い経験ももっている。また、免田、財田川、松山、島田の死刑再審無罪4事件をはじめ、袴田巖さんなど無実の死刑囚の救援を進めてきた。

被執行者が確定判決の認定した犯罪を真実行したものであるならば、当人は生涯を通して自己と厳しく向き合って反省し、償わなければならない。加えて、刑事裁判のシステム上の制約から必ずしも明らかにならなかった事件の真相を明らかにする必要があるが、死刑執行によりそれが永久に遮断されてしまうのである。

死刑は、人権尊重という国際人権章典の精神や死刑廃止の国際的な流れに逆行する。国際的には、死刑廃止条約等において死刑廃止の方向が打ち出され、国連総会においても「死刑の廃止を視野に入れた死刑執行の停止」を求める決議が繰り返し採択されている。また、自由権規約委員会や拷問禁止委員会は、日本政府に対して、死刑制度廃止への検討及び死刑執行の停止を繰り返し強く勧告している。現在、事実上死刑を廃止している国を含めると、国連加盟国の大半である144カ国が死刑廃止国となっている。

以上から、国民救援会は、今回の死刑執行に断固抗議するとともに、日本政府が、死刑廃止条約を批准し、死刑制度を廃止するよう要求するものである。そして、当面、死刑の執行を停止し、死刑廃止にむけて国民の間で冷静に議論を尽くすことができるよう必要な情報の公開を求めるものである。